

令和7年9月定例教育委員会議録

1. 日 時 令和7年9月3日(水)午後3時30分
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- | | |
|----------|-------|
| 教育長 | 奥 真弥 |
| 教育長職務代理者 | 石崎 貴朗 |
| 委 員 | 甚野 益子 |
| 委 員 | 谷口 朋 |
| 委 員 | 形部 博紀 |
| 委 員 | 角 竜一 |
| 委 員 | 川上 智子 |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- | | |
|---------------------|-------|
| 教育部長 | 南 幸代 |
| 日本遺産推進担当理事 | 中岡 勝 |
| 読書活動推進担当理事 | 大引 要一 |
| 学校給食担当理事 | 田中 伸宏 |
| 泉州国際マラソン担当理事 | 山路 功三 |
| 教育総務課長 | 鍵埜 和弘 |
| 教育総務課教育総務担当参事 | 山本 建志 |
| 教育総務課教職員担当参事 | 宮本 勝久 |
| 教育総務課夜間中学校担当参事 | 本道 篤志 |
| 学校教育課長 | 長田 龍介 |
| 学校教育課学校指導担当参事 | 辻本 武司 |
| 学校教育課人権教育担当参事 | 渡辺 健吾 |
| 生涯学習課読書活動推進担当参事 | 細矢 祥代 |
| 青少年課長 | 洞 義浩 |
| スポーツ推進課泉州国際マラソン担当参事 | 池田 秀明 |
| スポーツ推進課スポーツ推進担当参事 | 檜葉 浩司 |
| 文化財保護課世界農業遺産担当参事 | 高橋 和也 |
| (庶務係) 教育総務課総務係長 | 室 拓二 |
5. 本日の署名委員 委 員 甚野 益子

議事日程

(報告事項)

- 報告第26号 教育委員会後援申請について
報告第27号 教育委員会後援実施報告について
- 議案第10号 泉佐野市学級運営費交付金について (教育総務課)
議案第11号 新入学準備給付金について (学校教育課)
議案第12号 泉佐野市立図書館条例施行規則の一部改正について (生涯学習課)
議案第13号 泉佐野市世界農業遺産推進協議会規則の制定について (文化財保護課)

(午後3時30分開会)

奥教育長

ただ今から令和7年9月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はございません。

本日は、委員全員が出席をされておりますので、会議が成立しております。

本日の会議録署名委員は甚野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議に入ります前に、8月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、石崎委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第26号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

鍵埜教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料24に基づいて説明。

新規3件、継続10件、計13件の事業内容について一括で報告。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

形部委員

上から6番目の「不登校・ひきこもりに対する理解を深める講演会」について、講師は既に決まっているのでしょうか。

長田学校教育課長

提出されている事業計画書には、エッセイまんが家の「今 じんこ様」が講師をされると記載されております。

形部委員

漫画家の方ですか。

奥教育長

漫画家の方が講師をされる理由や講演内容についての記載はありませんか。

長田学校教育課長

講演のテーマは、今 じんこ様が出版されている漫画のタイトルと同じ「学校に行かない君が教えてくれたこと」ということで、体験談等をおそらくお話しいただけるのではないかと考えております。

形部委員

ありがとうございます。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第26号を終わります。

次に、報告第27号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

鍵埜教育総務課長

報告第27号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。

報告資料27「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。

報告件数は今回11件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料27をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

石崎委員

一番上の「キッズマネースクール（中止）」について、中止になったのでしょうか。

長田学校教育課長

リーフレットの作成が間に合わなかったということで、こちらの分につきましては中止との報告を受けております。あらためて開催をされるということで、そちらについての後援名義使用の申請が出ております。

奥教育長

先程、報告第26号で説明があったものですね。今回報告を受けている分については準備が間に合わなかったということですね。

よろしいですか。他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第27号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第10号「泉佐野市学級運営費交付金について」を議題といたします。説明をお願いします。

鍵埜教育総務課長

議案第10号「泉佐野市学級運営費交付金について」ご説明させていただきます。

資料につきましては、議案資料10 要綱(案)をご覧ください。

今回の交付金制定の主旨といたしましては、長引く物価高騰対策として、保護者の経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な運営に資することを目的とし、学校における保護者からの徴収金のうち、学年や学級運営にかかる費用の助成に要する経費を支出するため、交付金を制定するものでございます。

本交付金の支出にかかる予算につきましては、現在開会中の9月定例会市議会に補正予算を上程しておりまして、議決を得た後に、要綱を制定する事務手続きを進める予定となっております。

予算額につきましては、各学校から実績額などを調査し、小学校分として820万3千円、中学校分として439万9千円の合計1,260万2千円となっております。

具体的な運用方法について、でございますが、各学校から児童・生徒数、学級数と併せまして、学級運営にかかる計画などを含めて、申請書を提出いただき、予算の範囲内において、交付決定の上、交付金支出を行ってまいります。

説明は簡単ですが、以上のとおりでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、教育総務課から新たな制度について説明がありました。それぞれの学校では様々な徴収金があります。給食は無償化を続けることができっておりますが、その他にも、今回の交付金の対象である学級費や、子ども達が使う教材を購入するための教材費、修学旅行等の積立金、その他にも色々な徴収金があります。今回は学級運営費交付金ということで、学級費を対象とする新たな制度によって、保護者の方々の経済的な負担を少しでも軽減していきたいと考えております。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

川上委員

家計の負担軽減という目的も含まれていると説明があり、また、児童・生徒数等を踏まえて交付決定すると説明がありました。一律に交付する必要はないのかもしれませんが、ある学校では交付を受けていて、別の学校では交付を受けていないなど、学校によって制度の利用状況が異なることのないようにしていただいた方が良いと感じました。

鍵埜教育総務課長

現在、学校によっては直接的に学級費として徴収しているところと、教材費等とあわせて徴収しているところがございます。今回、制度化するにあたって、もちろん校園長会でも説明させていただきます。議会で議決をいただき、予算をいただけることになれば、こちらとしても各学校には交付金を有効活用していただきたいと考えております。学級費として徴収していない学校の中には、上手に学級を運営いただいている学校もありますので、そちらに無理やり交付金を押し付けるようなことはしませんが、交付金には一定の限りはあるものの、折角の予算ですから、川上委員のおっしゃるように、全ての学校にできる限り有効活用していただけるように校園長会等でご説明させていただきますと考えております。

奥教育長

おそらく、全ての学校から申請をいただけると思います。学級の運営にあたって、用紙やマジック等、様々なものが必要になりますが、それらはどんな学級でも使っていますので、交付金を必要としない学校はないと思います。

川上委員

要綱案には申請について「小中学校長より市長に提出しなければならない」と記載がありますが、実際に申請する方は担任の先生である等、現場の先生方に申請手続きの負担があるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

鍵埜教育総務課長

本日資料として配布させていただいているのは要綱案だけですが、申請等に必要の様式につきましては、事務局の方でご用意させていただいております。児童・生徒数や学級数を入力していただければ、交付金額が自動計算されるようになっております。そのほか、申請の際に必要な学期事業計画書につきましては、現在、既に教育に係る計画を全ての学校で策定されておりますので、基本的には、そちらを準用いただく形で提出していただきます。また、交付金の各学級への行き渡り方としては、こちらから各学校に交付金をお渡しさせていただいた後、学校側で各学年、各学級へと配分していただければ、各学級へ行き渡ると想定しております。このような形で、できるだけ学校での事務的な負担が少ない形で推進したいと考えております。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

例えば、教材の購入にかかる費用等につきましては、対象外ということですね。

鍵埜教育総務課長

その通りです。要綱案の第3条に対象経費を記載させていただいております。(1)は対象となる経費についての内容で、(2)と(3)につきましては、除外するという書き方をさせていただいております。(2)が、先程教育長のおっしゃった教材費についての内容となります。例えば粘土や計算ドリルなど、児童・生徒の一人一人にひとつずつ、確実に手元に行くものが教材費の対象となり、こちらの交付金の対象とはなりません。(3)が修学旅行等の積立金や、宿泊系の修学旅行や林間学校にかかる個人の経費であったり、校外学習や遠足で用いるバス代であったり、学校外で発生する費用についての内容になりますので、こちらも交付金の対象外となります。交付金の対象となるものにつきまして、例えば、何か生物をクラスで飼育するための飼育セットのようなものを購入する際は、学級で費用を負担し、クラスの児童・生徒全員から費用を徴収しておりましたが、このように学級で負担するものについて、今回の交付金を充てていただくことができます。このような形で、各ご家庭から徴収する金額を軽減するものとなっております。

奥教育長

他にございませんか。

形部委員

第7条第2項に「小中学校に交付された交付金の対象となる期間、学級費を保護者から徴収してはならない」と記載がありますが、この期間について教えてください。

鍵埜教育総務課長

基本的には、交付金は学期毎に交付申請をいただくことを考えておりますので、例えば、2学期分を請求いただいた際は、2学期の間は学級費の徴収ができないこととなります。こちらから交付金の交付を受けるにもかかわらず、学級費を保護者から徴収してしまうような、いわゆる二重取りを防ぐための内容となっております。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

無いようでございますので、議案第10号「泉佐野市学級運営費交付金について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号「新入学準備給付金について」を議題といたします。説明をお願いします。

長田学校教育課長

議案第11号「新入学準備給付金について」、ご説明いたします。

今回の要綱の制定につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減させるために、翌年度に小学校への新入学児童がいる世帯に対し、ランドセル等の入学準備金の一部を助成するものとしまして、新入学児童1名に対し、2万円を助成するものでございます。

なお、具体的な申請要件としましては、1月1日時点で住民登録があり、給付金の申請日まで引き続き住民登録を有している新入学児童がいる世帯が対象となります。ただし、生活保護世帯につきましては、生活保護費において新入学準備金が支給されていることから、対象外としております。

7月時点での、令和8年度新入学予定の児童が712人で、生活保護世帯に属する児童3人を除き、支給対象者は709人の見込みとなっております。

なお、本要綱につきましては、本会議での承認及び9月議会での補正予算議決後の施行を予定しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、学校教育課から新たな制度について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

角委員

要綱案には「新入学準備金（ランドセル助成等）給付事業」と記載されていますが、申請された方全員に2万円を定額で給付するのでしょうか。ランドセル等については、例えば祖父母からプレゼントしてもらったり、保護者が2万円より安い鞆等を購入したりするケースもあると思いますが、その場合でも定額が支給されるのでしょうか。

長田学校教育課長

角委員のおっしゃる通り、2万円定額での支給を予定しております。

奥教育長

2万円を定額で支給し、入学にかかる準備のために活用していただくということですね。
よろしいですか。他にございませんか。

谷口委員

「ランドセル助成等」という記載について、私は違和感を覚えています。令和4年の子ども議会で自分のランドセルを持ってきた男の子がいて、実際に大人達にランドセルを持ってもらい、ランドセルがとても重たいということを伝えていたことを覚えています。それまで私は小学校に通学するための鞆はランドセルでなければならないと思っていましたが、その時に、ランドセルでなくてもよいことを初めて知りました。その後、ランドセルでなくてもよいのであれば、入学説明会の資料に通学鞆はランドセルでなくてもよいことを配布物等で周知できないかを尋ねたところ、当時の学校教育課学校指導担当参事であった和田さんから、周知については回答を差し控えられましたが、教育委員会としてはランドセルの使用を強制していないとおっしゃっていただいたことを記憶して

います。であれば、使用を強制していない「ランドセル」を明記して助成するのは名称としてそぐわないのではないかと思いますので、こちらの「ランドセル助成等」というのは名称から除いていただいた方が良くと思います。

奥教育長

「ランドセル助成等」を「ランドセル等助成」にする等ではなく、「ランドセル」という言葉そのものを名称から除いた方が良くということですね。

谷口委員

その通りです。

長田学校教育課長

こちらの制度の検討経過につきまして説明させていただきますと、当初はランドセルやそれに代わる通学鞆の現物を支給することを検討するところから始まっております。しかし、ランドセルや通学鞆を自分達で選び、購入したいという保護者の方もいらっしゃるであろうことも考慮し、議論を重ねた結果、最終的には現金支給する形としました。元々は現物を支給することを検討していたことから、「ランドセル」という言葉が残ってしまったというところもございまして、名称に「ランドセル」を残すか残さないかにつきましては、ただいま谷口委員からいただきました意見も含めまして、再度検討させていただきたいと考えております。

南教育部長

補足説明をさせていただきます。今回の新入学準備給付金につきまして、皆様ご存じの通り、ランドセルの価格は7～8万円ぐらいから、安いものであれば3～4万円ぐらいでございまして、定額の2万円を給付させていただいたとしても、その購入費用をすべて賄えるものではございませんが、物価高騰が続いている中、家庭のご負担を軽減するため給付するものでございます。当初、現物支給を検討した際は、私どももランドセルを支給することや、小学校1年生にとってランドセルは重たいことから、ランドセルに代わるものとしてタブレット端末が入るリュックを支給することについても検討し、現物を取り寄せて確認する等、熟慮を重ねました。しかしリュックにつきましては耐用性が非常に低く、お子さんによっては1～2年程で傷めてしまうこともあるため、小学校に通う6年間で3回くらい買い換えていただければならなくなることも想定されました。仮に、市が1万数千円のリュックを現物支給させていただいた場合、卒業するまでにあと1～2回買い換えていただくことになり、かえって家庭のご負担になると考えました。ランドセルという言葉にこだわるわけではございませんが、祖父母の方から入学のお祝いにランドセルをいただくこともあるかと思ひまして、そちらも考慮しまして、現物給付から2万円の定額給付へした後も、「ランドセル」という言葉を残させていただきました。本日、谷口委員からご意見をいただきましたので、再度熟慮させていただきますが、やはり耐用性や、体型に応じて買い換えなくても良いこと、さらには体操服や給食袋、タブレット端末といった様々な物を収納できること、雨の日でも問題なく通学していただけること等の様々な観点から、今回は「ランドセル」という言葉を残させていただいておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

谷口委員としては、学校に持ってくる鞆はランドセル以外でも良いことから、ランドセルという言葉は名称から除いた方が良いというご意見ですね。事務局の説明としては、この給付金はランドセルのことをイメージしてできた給付金であったということです。入学にあたっては標準服等にもお金がかかると思いますが、検討の経過からランドセルを例示しているということですね。

長田学校教育課長

新入学準備給付金としては、ランドセル等の通学に用いる鞆や制服、靴といった様々なものが含まれております。その中でランドセルだけにこだわったつもりはなく、それらも含めたものとして、名称に「ランドセル助成等」の「等」という言葉を追加させていただきましたが、ランドセルという言葉が前面に出てしまっておりますので、名称については検討いたします。

奥教育長

名称を「新入学準備金（ランドセル助成等）給付事業」から「新入学準備金（ランドセル等助成）給付事業」に変更すると、ランドセルに限った名称とはならなくなるので、問題はないと思いますが、そちらはどうか。

南教育部長

名称の「等」の位置を変更するということですね。

谷口委員

ランドセルという言葉が残ることによって、小学校に入学するにあたってはランドセルを購入しなければならないと強制されているように感じるため、そもそもランドセルという言葉がない方がスムーズではないかと思えます。また、私のように、子どもが小学校に入学する際はランドセルを購入するつもりでいる保護者が大半の中で、ランドセルを購入しなくてもよいことを知っていただければ、実はランドリュックというランドセルよりも遥かに安い1万円～1万5千円の価格帯で尚且つ軽いものがありますので、こちらの給付金の範囲内で購入が可能であると思えます。南部長から説明のあったように、安いゆえにリュックが消耗品になってしまい、買い換えなければならなくなってしまうことも考慮するのであれば、「通学鞆」という言葉を用いる等、まずはランドセルという言葉はなくした方がよいと思っています。

奥教育長

例えば学用品等助成という言葉であれば問題ないということでしょうか。

谷口委員

問題ありません。

長田学校教育課長

私としては「ランドセル」という言葉にこだわりはありませんので、「学用品等助成」という言葉でも問題はないと考えています。

南教育部長

可能かと思いますが、一度持ち帰って検討させていただきたいと考えております。申し訳ございません。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

石崎委員

対象となる709名の方々のすべてに支給をされるのでしょうか。給付金の受給にあたって申請は必要でしょうか。

長田学校教育課長

申請が必要となりますので、申請がなければ支給しないこととなります。勿論、対象の皆様には案内いたします。

奥教育長

対象の家庭には案内が送付されるのですね。

長田学校教育課長

1月中旬頃に就学通知と併せて案内させていただきますので、対象の皆様にはご案内できると考えております。

石崎委員

入学にかかる物品の購入に使用したという明細の提出は不要でしょうか。

長田学校教育課長

明細の提出は求めません。

石崎委員

給付を受けたご家庭が何に新入学準備金を使用したかということまでは追跡しないということですね。

長田学校教育課長

その通りです。あくまでも新入学準備金ということで、申請があれば、通学鞆や制服等の購入に費消するものとみなして手続きさせていただきます。

角委員

これまでの説明で、何を購入するかまでは追跡しないということでしたので、何も購入しなくても定額の2万円が支給されると解釈しましたが、それでよろしいですか。

長田学校教育課長

給付後の使用用途については追跡しませんので、入学用品を全て譲り受ける等によって、何も購入されないこともあると思いますが、その場合でも支給されます。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

川上委員

申請期限につきまして、「当該年度末3月31日を申請期限とする」と記載がありますが、4月から3月までの1年間にわたって申請できるという認識で良いでしょうか。

長田学校教育課長

翌年度に小学校へ入学される児童を対象としているため、入学する直前の3月末までが期限となりますので、実質的には案内を送付する1月中旬から3月末までの2か月半となります。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

形部委員

記載されている通りかと思いますが、小学校へ入学する子どものみが対象であり、中学校へ入学する子どもは対象ではないですね。

長田学校教育課長

おっしゃる通りです。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

名称については谷口委員がおっしゃった内容を再度検討して、次回報告してください。

内容については皆様これでご承認いただけるということでもよろしいですね。

議案第11号「新入学準備給付金について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。
説明をお願いします。

大引読書活動推進担当理事

議案第12号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部改正について」、ご説明いたします。

議案資料12をご覧ください。

泉佐野市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご審議いただきます。

泉佐野市市立図書館条例施行規則（平成8年泉佐野市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改定します。

第10条第2項第1号中「、性別」を削除します。

この規則につきまして、ご承認いただければ、令和7年10月1日から施行いたします。

議案資料2ページ目の新旧対照表は単純に現行のものと改正後のものを比較したもので、3ページ目は見え消しとなっており、最もわかりやすいと思いますので詳しくはそちらをご覧ください。

新旧対照表中段にある第10条第2項第1号「交付を受けようとする者の氏名、性別、生年月日、住所及び連絡先並びに市内在勤在学者」と続く記載につきまして、こちらから性別を削除するものでございます。

削除理由としましては、性の多様性へ対応することや、他の自治体も含めて申請書の性別欄については記入を求めないことがスタンダードになってきているということ、図書館では性別によって統計を取っていないことです。

現在、図書館システムのリニューアルのために1ヶ月間休館させていただいておりますので、再開後の10月1日から、こちらの規則改正に基づいた、性別欄を削除した新しい申請書を活用させていただきたいと考え、議案として上程させていただいております。

説明は簡単ですが以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、生涯学習課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

無いうでございまして、議案第12号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（各委員 「異議なし」 の発言あり）

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第13号「泉佐野市世界農業遺産推進協議会規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

中岡日本遺産推進担当理事

議案第13号「泉佐野市世界農業遺産推進協議会規則の制定について」、ご説明申し上げます。

議案資料13をご覧ください。

第1条につきまして、この規則は、泉佐野市附属機関条例第3条の規定に基づき、泉佐野市世界農業遺産推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを趣旨とし、今年度、樫井川流域の荘園水利システムを核にした計画を策定し、令和8年度に農水省から世界農業遺産の事務局に申請を提出することを目指しております。

第2条につきまして、世界農業遺産及び世界かんがい施設遺産の推薦について、必要な調査・審議する職務を定めております。

第3条につきまして、教育委員会が任命する組織について定めております。

第4条につきまして、委員の任期を2年とすることを定めております。

第5条につきまして、会長及び副会長を置き、委員の互選とすることを定めております。

第6条につきまして、会長が招集し、委員の半数以上の出席とすることを定めております。

第7条につきまして、会議の公開について定めております。

第8条につきまして、協議会の庶務について定めております。

第9条につきまして、協議会の委任について定めております。

また、この規則は公布の日から施行とします。

簡単ですが説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

奥教育長

ただいま、文化財保護課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

世界農業遺産についての説明や、それを目指す意図について詳しく説明してください。

中岡日本遺産推進担当理事

改めまして世界農業遺産につきまして、説明させていただきます。

世界農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域のことです。

泉佐野では、史跡日根荘の「井川用水」が世界かんがい施設遺産の登録をいただいております、その次の段階として、世界農業遺産への登録を目指しております。

また、大木を中心に書かれた日記である旅引付と、鎌倉時代に描かれた日根野村の絵図が2枚残っており、絵図に描かれた水路やため池、寺社等が現存するものと一致している珍しい場所であることから、日根荘を核として日本遺産に認定されております。

日根荘は荘園であることから、やはり農業を主体にしており、農業に用いる水を供給する水利システムがありました。水利システムについては大木に現存しておりますが、日根野にも現存しております、それらは全て樫井川を中心に行っていることから、農業につきましても樫井川を中心に展開しておりました。

様々な棚田や遺跡を整備しながら活用していく等、泉佐野独自の形で整備して、日本遺産への登録に加えて、大阪府で初となる世界農業遺産への登録を目指していこうと考えております。

歴史あるものが残っていることについては「文化、価値観及び社会組織」や「地域の伝統的な知識システム」、生物の多様性については「農業生物多様性」、環境問題については「ランドスケープ及びシースケープの特徴」、農業の生産性については「食料及び生計の保障」といった、世界農業遺産の認定基準である5項目と、特産品であれば「6次産業化の推進」等の日本農業遺産における追加3項目も併せて計8項目の認定基準を網羅する形で整理し、またシステムの持続性のための保存計画を策定して、海外にある世界農業遺産の事務局へ申請し、認定していただくことを目指します。

認定をいただければ泉佐野市をあらためてブランド化することができ、また農林水産省の補助金等も活用できるようになりますので、文化庁の範囲から観光庁、農林水産省の範囲まで幅広く展開し、農業で泉佐野市をまとめていきたいと考えております。

奥教育長

ただいま説明があった内容を受けて、推進協議会の規則を制定するというございますので、よろしくお願ひします。

ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

甚野委員

泉佐野市を日本全国や世界へ発信していく非常に良い機会を捉えている内容だと思ひます。今回の話が、泉佐野市は様々なことを前向きに捉えることができている市であると知っていただく良いきっかけになるのではないかとと思ひました。

奥教育長

ありがとうございます。本当に、地元の誇りになれば良いと思ひます。

他にございませぬか。

無いようございませぬので、議案第13号「泉佐野市世界農業遺産推進協議会規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませぬので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きましてその他で何かございませぬか。

甚野委員

8月に英語教育推進生徒派遣事業でオーストラリア・クィーンズランド州サンシャインコーストへの生徒派遣に同行させていただきました。貴重な機会を与えていただき、本当にありがとうございます。

生徒達の英語力を向上するという大きな目的がある中で、生徒達にも個人的な目標があり、「自信をつけたい」や「友達と仲良くやっていく」、「ホームステイ先で英語の力を発揮する」等、それぞれの目標を達成することも参加の理由であったようです。生徒達は地元のお宅でホームステイさせ

ていただく中で、大きな目的である英語力の向上や、生徒それぞれの個人目標を達成でき、少しずつ自信をつけていく様子を間近で見ることができました。

派遣される前の全ての段取りをしてくださった学校教育課学事係長の高木さんが、派遣当日に資料のファイルを沢山抱えて関西空港までいらっしゃっていましたが、スーツケースを持っていらっしやなかったのが生徒達が不思議がっていたところ、関西空港で私達のお見送りだけされて派遣には同行されませんでしたので、生徒達は「ええ、一緒に行けないの」と、とても残念がっていました。来年は是非とも高木さんにも同行していただきたいと思います。

また、団長の木下先生と辻本参事におかれましては、生徒達へだけではなく、同行した私達にも非常にきめ細やかなご配慮をいただき、現地において一切の不安なく、充実した1週間の派遣となりましたので、この場をお借りして、深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

最後に、サンシャインコーストの庁舎へも同行させていただきましたが、庁舎が広々としていました。空間に余裕があり、職員さん達の机も間隔が広く、空間が広々としており、うまく風が通る仕組みになっていました。緑もとても多く、庁舎内部に植物の鉢植えが沢山ありましたが、庁舎の外にも木を沢山植えていて、植物があることによって、庁舎の温度を下げるためであると説明を受けました。また、スタッフが休憩するスペースも広く確保されていたことが、特に印象的でした。

詳細な報告は9月20日にさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

奥教育長

どうもご苦勞様でございます。

他にございませんか。

形部委員

8月25日に泉の森ホールの会議室で行われた、ベトナム友好交流派遣事業についての最終の報告会に参加させていただきました。生徒会や保護者、教員に向けて、ベトナムへ派遣された中学生10名が報告をしていました。報告の中で、視野が広がったことや価値観が変わったこと、次に海外へ行く際はどのようにして行けばよいかわかったこと等、生徒それぞれに個々の学びがありましたので、全体を通して、派遣された10名は良い学びができたのではないかと感じました。

奥教育長

どうもありがとうございました。

教育委員の皆様には海外交流に同行していただく機会がこれからも多くありますが、どうぞよろしく申し上げます。

他にございませんか。

鍵塾教育総務課長

少し先になりますが、12月の定例教育委員会議について、日程変更の連絡になります。12月10日(水)の14時からを予定しておりましたが、12月議会の閑空りんくうまちづくり特別委

員会と重なったため、翌日の12月11日（木）の14時からに変更させていただきますので、よろしくお願いたします。

奥教育長

他にございませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の10月の定例教育委員会議は令和7年10月8日水曜日、午後2時00分から、市役所4階庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後16時30分閉会)